

犯罪実行前の自首刑減免

「共謀罪」法案全容が判明

共謀罪の構成要件を厳しくした「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案の全容が27日、関係者への取材で明らかになった。適用対象を「組織的犯罪集団」に限定し、現場の下見などの「準備行為」も要件とした。犯罪実行前に自首した場合は刑を減免する規定を盛り込み、重大犯罪で共謀した場合の法定刑は「5年以下の懲役・禁錮」と定めた。

重大事件 懲役5年以下

減免規定には、弁護士らから「密告を奨励する」との批判が出ている。改正案の詳細が明らかになったことで、国会の審議はさらに激しさを増していった。

共同通信が入手した条文案によると、「(犯罪)実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、または免除する」と規定。政府が2003

5年に提出した改正案にも同じ条文が含まれていた。06年に民主党(当時)が提出した修正案は批判に配慮し、実行されると重大な結果をもたらす「死刑または無期の懲役・禁錮が定められている罪」に減免の対象を限定した。

法定刑は、死刑のほか無期や10年を超える懲役・禁錮を定めた罪で共謀した場合は

「5年以下の懲役・禁錮」、4～10年の懲役・禁錮を定めた罪で共謀した場合は「2年以下の懲役・禁錮」とした。

また、犯罪を実行するため結合している「組織的犯罪集団」の活動を適用対象とし、処罰の要件となる「準備行為」は「資金または物品の手配、関係場所の下見その他」と規定。対象犯罪は直接テロの手段になり得るものを中心に277を列挙した。

政府は、厳格な適用要件が定められているため「捜査機関による恣意的な運用はできない」と強調。日弁連は「組織的犯罪集団がテロ組織や暴力団などに限定されているとは言えない」と指摘。「準備行為は処罰の条件にすぎない

ため、計画時点から犯罪の嫌疑があるとして捜査対象になり得る」として改正案の提出に反対している。

「共謀罪」法案のポイント

- 犯罪を実行するために結合している「組織的犯罪集団」が対象
- 現場の下見や資金・物品調達などの「準備行為」が処罰の要件
- 実行に着手する前に自首した場合は刑を減免
- 死刑や10年を超える懲役・禁錮を定めた罪で共謀した場合の法定刑は5年以下の懲役・禁錮